

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 233 号 <u>最終改正 平成 27 年 3 月 2 日 26 建企第 556 号</u> 第 1 略 第 2 対象工事 <u>長崎県発注の建設工事のうち、競争入札により実施するもの。</u>	平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 233 号 <u>最終改正 平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 219 号</u> 第 1 略 第 2 対象工事 ① <u>長崎県発注の設計金額 5 千万円以上（建築一式工事 6 千万円以上）の建設工事のうち、一般競争入札により実施するもの。</u> ② <u>長崎県発注の設計金額 5 千万円以上（建築一式工事 6 千万円以上）の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。</u> ③ <u>長崎県発注の設計金額 5 千万円以上（建築一式工事 6 千万円以上）の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。</u> ④ <u>長崎県発注の設計金額 5 千万円未満（建築一式工事 6 千万円未満）の建設工事のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。</u> ⑤ <u>長崎県発注の設計金額 5 千万円未満（建築一式工事 6 千万円未満）の建設工事のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。</u> ※「入札結果に不自然さがあると判断したもの」とは、以下の例示に該当した場合とする。ただし、以下の例示に該当しても、発注者（入札執行者）が公正入札調査委員会の審議を経て、「不自然さがない」と判断した場合

第3 工事費内訳書の提出を求める時期について
入札時に提出を求めるものとする。

はこの限りでない。

a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合

b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合

c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。）

d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合

注： 基本的には発注者（入札執行者）が談合等の疑いが強いと判断した場合は、工事費内訳書の提出を求めることができるものとして、談合を認めないとする発注者の姿勢を示すための規定を設けたものである。

第3 工事費内訳書の提出を求める時期について

① 入札時に提出を求めるもの

第2①該当工事。

② 開札後に提出を求めるもの

第2②～⑤該当工事。

第3②の場合、入札執行者は落札決定を保留し、当該入札の参加者に対して速やか（原則として入札執行日の翌日から起算し2日（閉庁日を含まない）以内）に工事費内訳書の提出を入札参加者全員に求めることとする。

第4 略

第5 工事費内訳書の審査等について

① 入札結果等に不自然さ及び談合情報等がない場合

イ) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

ロ) 審査の内容

1次チェックを行う。

ハ) 審査の時期

- ・ 指名競争入札及び事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。）

保留後、落札決定前までに行う。

- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。）

保留後、落札仮決定前までに行う。

- ・ 事後審査型入札

落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

二) 審査の結果

第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。

ホ) 審査者

第4 略

第5 工事費内訳書の審査等について

① 第2①のうち、談合情報等及び入札結果等に不自然さがない場合

イ) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

ロ) 審査の内容

1次チェックを行う。

ハ) 審査の時期

- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。）

開札後、落札決定前までに行う。

- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。）

保留後、落札仮決定前までに行う。

- ・ 事後審査型入札

落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

二) 審査の結果

第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

へ) その他

くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

② 入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合

※「入札結果に不自然さがあった場合」とは、以下の例示に該当した場合とする。

a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合

b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合

c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。）

d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合

イ) 審査の対象

全入札参加業者。

ロ) 審査の内容

2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。

ハ) 審査の時期

開札後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

へ) その他

くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

② 第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあった場合並びに第2②～⑤に該当した場合

イ) 審査の対象

全入札参加業者。

ロ) 審査の内容

2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。

ハ) 審査の時期

開札 （開札後に工事費内訳書の提出を求めたものについては、提

前までに行う。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

ヘ) 審査の結果

2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。

また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。

なお、入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。

第6 ①（注1）～（注3）略

（注4）軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。

軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（新改訂版）（平成21年4月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「（2）入札書」の取扱いに準ずるものとする。

出受付）後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）前までに行う。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

ヘ) 審査の結果

2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。

また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。

なお、第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあった場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。

第6 ①（注1）～（注3）略

（注4）軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。

軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（改訂版）（平成17年3月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「（2）入札書」の取扱いに準ずるものとする。

第6 ①（注5）～第9 略

第10 入札参加業者に対する周知方法

（1） 略

（2）入札執行通知書に、以下の内容を明示する。

① 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、入札書と併せて提出すること。

※工事費内訳書を提出するにあたっては、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

第11 略

第12 施行日

※ 改正

平成27年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第6①の（注5）の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに入札公告及び入札執行通知する（長崎県発注の指名競争入札及び設計金額5千万円（建築一式工事は6千万円）未満の一般競争入札）建設工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

別記様式第1号 略

第6 ①（注5）～第9 略

第10 入札参加業者に対する周知方法

（1） 略

第11 略

第12 施行日

別記様式第1号 略